

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

<継続>

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

（回答）

関係機関と連携のうえ、就職氷河期世代に対し、周知・啓発に努めてまいります。

<継続>

②地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

（回答）

本市就労支援センターにおいて、ハローワーク等関係機関との連携を密にし、支援の充実に取り組んでいるところです。

また、平成21年度より泉大津市、忠岡町等と連携し「泉北就職情報フェア」を開催しており、就職面接会に加え、職業適性診断、障がい者職業相談を実施し、また高齢者を対象としたシルバー人材センター等のコーナーを設けるなど、あらゆる就職困難者に対する広域的な支援に取り組んでおります。

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

（回答）

本市就労支援センターでは、障がいのある方それぞれの状況等を踏まえて、ハローワークや泉州北障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、就労に繋がるよう取り組んでおります。

(2) 男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

① 女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を高石市民に分かりやすい資料等で公表し、高石市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす高石市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

(回答)

平成29年3月に、女性活躍推進法に基づく「高石市女性活躍推進計画」を包含した「第2次高石市男女共同参画計画」を策定し、固定的性別役割分担意識の根絶に向けて施策を推進しているところです。庁内関係各課に進捗状況を調査し、各種団体の代表者など市民を代表する方々と学識経験者で構成する「高石市男女共同参画懇話会」に諮り、検証していただき、具体的な施策の計画についてご意見をいただいております。

また、平成29年度よりハローワーク泉大津と共催で、子育て世代の女性を対象としたマザーズ就活準備セミナーを開催しており、結婚・出産等で離職した女性の再就職支援に努めております。

<新規>

② 女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、高石市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

(回答)

労働基準監督署と共に高石市事業所人権教育推進連絡協議会を通じて、研修会の実施や研修費の補助を行い、事業者にリーフレットを配布し、「女性活躍推進法」があらゆる働く現場で認知されるよう周知を図っております。

また、関係機関と連携のうえ、市内企業・労働者等に対し、周知・啓発に努めてまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

(回答)

高石市事業所人権教育推進連絡協議会を通じて、リーフレット等の配布や研修参加に努め、企業や労働者に「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底を図っております。

また、関係機関と連携のうえ、市内企業・労働者等に対し、周知・啓発に努めてまいります。

<補強>

② 外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

(回答)

高石商工会議所と連携し、市内企業向けに外国人留学生雇用対策セミナーを実施しております。

また、大学とも連携し、留学生向けの講座も実施しております。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

(回答)

泉大津市、忠岡町等と連携して、地域の中小企業と若年者を含めた就労希望者とのマッチング事業「泉北就職情報フェア」を開催しているところです。

また、女性の活躍推進にあたり、子育て世代の女性を対象としたマザーズ就活準備セミナーを開催しております。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

(回答)

関係機関と連携のうえ、市内企業・労働者等に対し、周知・啓発に努めてまいります。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

(回答)

本市において、がん検診の受診勧奨を行うとともに、実施場所についても商業施設で実施するなど工夫し実施しているところでもあります。現状として、要精密検査の方のフォロー

一の体制に課題があると考えているため、フォロー体制を拡充し、市民の方々が早期治療に繋がるよう努めてまいります。

また、厚生労働省の定める「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づき、ハローワーク等関係機関と連携をはかり、適切な支援に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(回答)

本市域の約半分は臨海工業地帯であり、石油・化学製造業や金属製造業を中心とし製造業が操業しております。工業専用地域・準工業専用地域においては、企業の設備投資を促進するため企業立地等促進制度により固定資産税等の軽減を行うなど取り組んでおります。

<継続>

② 若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

(回答)

技能五輪の周知・広報については、チラシの配架等の対応について、検討してまいります。

<継続>

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

(回答)

中小企業振興支援施策として、大阪府制度融資等を利用している事業者に対し利子補給金交付制度を実施しており、今後も本制度を実施してまいりたいと考えております。

<継続>

④ 非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデ

ルとなるよう高石市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、高石市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

(回答)

本市地域防災計画においては、経済団体や企業防災活動を支援する団体と協力し、必要な支援に努めるものとしております。

また、中小企業・小規模事業者のBCP策定を推進するため、大阪府が「超簡易版BCP『これだけは!』シート」を作成されました。本市においても、中小企業者等の皆さまが本シートを活用していただけるよう周知しているところです。

また、商工会議所においてBCP策定セミナーを実施しています。

さらに、商工会議所と連携し、持続継続力強化支援計画を令和2年度中に策定予定です。

今後も、中小企業のBCP策定に向け、支援機関のセミナー等を本市ホームページ、広報等で周知に努めてまいります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」(しわ寄せ防止総合対策)に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

(回答)

下請二法の取り締まりにつきましては、公正取引委員会と中小企業庁が行っておりますが、関係機関と連携しながらポスターの掲示等、周知徹底に努めてまいります。

<補強>

(3) 公契約条例の制定について (★)

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(回答)

公契約条例等については、国や大阪府等の動向を注視しながら、調査研究してまいります。

<新規>

(4) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

【参考：条例制定14市】

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四条畷市（導入年度順）

(回答)

関係機関と連携及び情報収集のうえ、検討してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、高石市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(回答)

平成 30 年度からの高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの推進を定めているところであり、計画策定委員会には委員として被保険者にも参加いただきました。加えて第 8 期計画においても、地域包括ケアを推進していく予定としております。また、医療と介護の連携において、顔の見える関係づくりに力を入れており、かかりつけ医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の多職種連携による取組を進めてまいります。今後も、市民に対し積極的で、かつ、わかりやすい周知啓発に努めてまいります。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

高石市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”」等を高石市民により広く PR する取り組みを行うこと。また、高石市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNS を活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

(回答)

大阪府の取り組みについて、ホームページ等において PR 活動を実施するとともに、SNS 等の活用により、行政が実施する健康施策についても、本市医師会、歯科医師会、薬剤師会及び特定非営利活動法人ピンクリボン大阪等との連携により、キャンペーンを実施し、特定健診やがん検診の受診率の向上に努めてまいります。

また、本市では高石市健幸のまちづくり協議会と連携して、受診率向上イベント「検診 J AM」の実施や市民の健康活動にインセンティブを与える健幸ポイント制度などを実施し、予防医療の推進に努めております。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランス

や勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

(回答)

市立の医療機関としては、高石市立診療センターがあり、現在は指定管理者が運営しております。

そのため、医療従事者の健康への配慮等については指定管理者と協力し、健康で安心して働くことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

<継続>

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

(回答)

医療の提供体制の整備を市町村単独で実施することは困難であることから、医療圏及び大阪府等と協力し、医師の確保に取り組んで参りたいと考えております。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

(回答)

介護人材の確保や職場への定着については、泉北地域の市町村及び事業者で定期的に連絡会議を開催しており、広域的に課題を共有し人材の確保に取り組んでいるところです。今後も人材の確保やキャリアアップを含めた取り組みをしていきたいと考えております。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

(回答)

本市において地域包括支援センターは社会福祉協議会に委託しており、現在市役所別館に1ヶ所あります。そのため、市とは連携をとりやすい環境にあり、地域のニーズに対しては一定の水準を確保し、なおかつ迅速に対応できているものと考えております。

また、地域住民に対しては今後も地域包括支援センターと協力し周知・広報を実施していきたいと考えております。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

① 待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

(回答)

待機児童数につきましては、ゼロを達成しております。(R2.4.1時点)

現在、コンパクトな市域に認定こども園などの保育施設が10か所あり、これまでも保育所民営化に伴う園舎建て替えの際や、幼保連携型認定こども園移行の際に保育利用(2号・3号認定)児童の入所枠拡大に積極的に取り組んでまいりました。

今後さらに増大する保育ニーズへの対応や保育環境の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

<補強>

② 保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる(離職率を下げる)ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

(回答)

保育士等の処遇改善につきましては、国の制度改正に基づいて適切に実施しております。

また、職員配置につきましては、公定価格上の加算や、市の補助金などの財政支援を行い、適正な配置をしております。研修機会の確保につきましては、市で実施する研修の紹介や、補助金などの支援を行うことで充実を図っております。民間事業者とは定期的に懇談会を実施し、現場のニーズの把握や支援のあり方についての情報交換を実施しております。

<継続>

③ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこ

と。

(回答)

本市においては、平成28年度から病児保育事業として、子どもの自宅で保育する訪問型病児保育及び、病児保育室で保育する施設型病児保育を行っており、安心して子育てができる環境を整備しております。また市内すべての保育施設で延長保育を実施し、うち5園で夜21時までの延長保育を実施しております。今後とも引き続き国・府に対し制度拡充を要望するとともに、子育て家庭を支援し、子どもの健全な育成を図るための取り組みを進めてまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

企業主導型保育施設は現在本市にはありませんが、国の制度改正や関連する情報を収集しながら注視してまいります。

<継続>

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

(回答)

生活困窮者自立支援法に基づく、「子どもの学習・生活支援事業」については、今年度より実施をしております。

また、子ども食堂につきましては、地域の方々が主体となって開設いただいております。子ども達と地域の人々とのつながりの場となるよう、社会福祉協議会を通じ取り組みをサポートし、様々な情報提供等を行ってまいります。

<補強>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答)

11月の児童虐待防止推進月間中に街頭キャンペーンを実施し、オレンジリボン等の配布を行うことにより、児童虐待防止法及びオレンジリボン運動の周知を引き続き図ってまいります。

また、幼小中学校等各機関に支援対象児童等の経過観察・連絡について依頼し、虐待事案の早期の把握に努め、電話や訪問等による定期的な状況確認・見守りを実施し、関係機関との情報交換や調整を図りながら相談支援体制の強化に努めてまいります。

令和元年度中にあれこれ相談ステーション（子育て世代包括支援センター）を開設し、ワンストップ型の支援を実施しております。相談業務にあたる職員についても、日々の業務や、府等が実施する研修等を通じ、スキルアップに努めております。

<新規>

⑦ 小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

(回答)

現在、二次医療圏にて小児救急の体制があります。それに加え、本市では市立診療センターにて、休日診療も実施しているところであり、休日及び夜間救急診療につきましては、今後の状況を踏まえ、医療圏及び大阪府等とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

(回答)

本市では、市単費による少人数学級編成のための教員配置は実施しておりません。現在、少人数指導の充実として市独自予算で非常勤教員を配置し、学びの質を高める取組みを実施しております。この非常勤教員の配置による効果等を検証し、市独自予算の有効な活用について研究してまいります。また、少人数学級編成のための教員配置については、今後も継続して大阪府や国に対して、要望してまいります。

教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理については、校務支援システムの導入により実施できております。改善策としましては、平成30年度から夏季休業中に閉庁日を設け、部活動においてもガイドラインを策定するなど、教職員の働き方改革に取り組んでおり、今後も継続してまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、高石市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

(回答)

奨学金制度の充実については、今後も大阪府や国への要望を継続してまいります。令和2年度は、本市に奨学金の申請をしている学生が、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイトもできない等、緊急状況であることを鑑み、奨学金貸付額の上限を通常の2倍とする施策を講じております。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

(回答)

特定の人種や民族を差別する「ヘイトスピーチ」は極めて重大な人権侵害行為であると認識しております。2016年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が公布・施行された事は、ヘイトスピーチ関連の施策が法的な根拠を伴った実効性のあるものとなるという意味で大変意義深い事であると考えております。引き続きその啓発に努め、周知を図ってまいります。

また、2019年「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」が施行されましたが、市町村単独での対応が困難な事項については、府内広域連携の支援策を府に要望してまいります。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・高石市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、高石市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

(回答)

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別は重大な人権侵害行為であると認識しており、高石市人権協会や高石市事業所人権教育推進連絡協議会を通じて、一般市民や市内事業所におおさか人権情報誌「そうぞう」を配布し、性の多様性について啓発を行うとともに、パートナーシップ制度について周知いたしました。また、市内公立中学1年生に対し、ポケットブック「セクシャルマイノリティと人権」を配布、成人式に啓発カイロを配布し、若年層に向けても啓発に努めております。大阪府パートナーシップ宣誓証

明制度につきましては、広報紙においても啓発に努め、周知を図っております。パートナーが法律上の配偶者と同様に扱われるようにするなど、性的マイノリティの人権問題に関する法制度を確立するよう国に要望してまいります。

<継続>

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について高石市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答)

高石市事業所人権教育推進連絡会を通じて、公正採用についてのリーフレット等の配布や研修参加に努めているところです。また、例年6月には大阪府の就職差別撤廃月間の街頭啓発キャンペーンを実施しております。

部落差別解消法については広報紙や市ホームページ等にて市民に広く周知するとともに、講演会や研修会を実施しています。今後も本市で取り組んできた施策を積極的に推進させてまいりたいと考えております。

<新規>

(4) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(回答)

共通投票所並びに期日前投票所の設置増設及び投票時間の弾力的な設定については、良好なアクセス利便性やコンパクトな市域といった本市の特性を踏まえ、今後の人口動向等も見ながら、調査研究してまいりたいと考えております。

選挙制度に係る課題等については、国の制度改正や関連する情報を収集し注視しながら、適切に対応いたしたいと考えております。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

(回答)

ふるさと納税については、申し込み時に寄附者に希望の用途を示していただいているところでございます。今後もその希望の用途に沿って、適切に運用いたします。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、高石市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

（回答）

環境省や大阪府と連携・協力しながら、食品ロス削減に向けた啓発活動等、食品活用・ロス削減に取り組む予定です。また、情報提供があり次第、周知に努めてまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

（回答）

本市の社会福祉協議会では、フードバンク事業として市内のスーパーマーケット等との提携により食料品の提供を受け、各地域での子ども食堂運営団体やコミュニティサロン活動団体等に食料品の無償提供等を行っています。

また、関係機関と連携のうえ、厚生労働省などの通知の情報収集に努め、相談窓口や協議体の設置を検討いたします。また、周知・啓発を行って参ります。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、高石市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

（回答）

消費生活センターにおいては、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。契約のルールと責任を教えることはできても、倫理感を育てることは難しいと考えております。

<補強>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺

が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

(回答)

近年の犯罪傾向を踏まえて、特殊詐欺被害の未然防止を重視しております。警察や防犯関係団体と協調し、ポスター掲載や、市の放送設備（防災行政無線屋外スピーカー）を用いた被害防止の注意喚起などに取り組んでおります。

現在、65歳以上の高齢者に対し、対策機器の無償貸し出しを行っているところです。

また、令和2年度より65歳以上の高齢者に対し、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助を実施しております。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答)

本市では、エレベーター等を整備する鉄道事業者等に対し、高石市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱により財政支援を行っており、平成28年度には、JR東羽衣駅において実施されたバリアフリー化工事に対して、同要綱により財政支援を行いました。また、平成30年度に実施したJR富木駅改良工事においても、同要綱により財政支援を行いました。

今後も鉄道事業者等と連携して、バリアフリー化や安全対策の充実を図ってまいります。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(回答)

移動に介助を要する障がいのある方には、交通機関利用時の安全を確保するため、必要な障害福祉サービスを適切にご利用いただけるよう努めてまいります。

また、本市では、令和元年度に南海本線羽衣駅からJR東羽衣駅を結ぶペDESTリアンデッキが完成しました。これにより、地上階から改札階までのエレベーターが設置される等、高齢者や障がい者の方の利便性の向上や安全性の確保がなされました。

<新規>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

(回答)

保育施設周辺の安全点検につきましては、昨年度関係機関と連携しながら実施しております。その中で改善が必要と認められた場所につきましては、安全対策を講じております。キッズゾーンの設置につきましては、関係機関と相談しながら、今後検討いたします。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

(回答)

防災シンポジウムや防災まちづくり勉強会の開催、各自主防災組織の要請により、防災訓練への協力、出前講座の実施、また、毎年11月の高石市地震・津波総合避難訓練において、市民や学生、多様な事業者や関係者の参加により、津波からの避難などを想定した、地域ぐるみでの訓練を実施しており、市民・事業者に対する啓発活動と、体制強化を図ってまいりました。避難行動要支援者名簿につきましては、福祉部門と危機管理部門が協力、連携し、活用や体制の整備を行ってまいります。さらに、市ホームページにおいては、災害時には最前面に特設枠を設け、市が発出する情報や、関係機関へのリンクなどを一元化することで、情報を入手しやすくしております。また、本市地域防災計画の改定と合わせて、国・大阪府の防災計画と整合性を図りながら、感染症対策について検討してまいります。

<補強>

(5) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人人体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

(回答)

大規模発生初期においては、交通機関の被害などにより、自治体職員の参集、派遣が迅速に行えないことも想定されます。本市においては、災害発生時の指定避難所等担当者を市内または近隣居住者を指名して体制確保するとともに、住民に対しては、自助と共助で初動を行えるよう啓発と訓練を重ねております。また、周辺市とは、職員の応援を含む災害相互応援協定についても持効性を高めるべく意見交換を行っております。

また、災害等の緊急時の対応については、引き続き人員体制を確保してまいります。

<補強>

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

(回答)

本市では、住民や自治会、自主防災組織等の団体に対して、災害発生時に自助・共助によって初動対応を行えるよう、防災意識の啓発や訓練を行うとともに、地区防災計画の作成に向けた支援を行っております。また、帰宅困難者につきましては、指定避難所を開設する際の受け入れの対象としております。

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(回答)

本市においては、土砂災害警戒区域は存在しませんが、河川の溢水による浸水害が想定されます。大阪府による二級河川の二層化やバイパス、調整池の設置を含む芦田川改修事業の進捗などにより、豪雨等への対応力を強化しております。加えて、住民に対しては、高石市水防演習による啓発や、勉強会の際にはハザードマップを用いた説明を行い、想定される浸水深や被害、避難方法を周知するとともに、有効な浸水対策も啓発するなど、継続的に取り組んでおります。また大阪府から、水防法に基づく想定最大規模の各種浸水想定区域の指定を受け、新たに高石市総合ハザードマップの作成に着手しており、全戸配布を予定しております。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、高石市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、高石市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答)

気象庁や大阪府と連携を密に取りながら適時情報収集し、市ホームページ等で情報提供するなど、周知・啓発してまいります。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

公共交通の安全安心な利用のために事業者が独自で行う施策への支援措置について、他市の状況等調査研究を加えてまいります。

<新規>

(9)交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

(回答)

本市における各施設の徒歩圏人口カバー率はほぼ100%に近い数値となっています。

従前より運行しております福祉バスにつきましては、平成29年より増便とルート見直しを行っております。

また、その後の課題を踏まえ、平成30年4月から運行ダイヤ等を一部改正し、現在運行しております。今後も市民の皆様からのご意見を踏まえ、必要に応じて、運行ダイヤ等の見直しを検討し、利便性の向上を図ってまいります。

さらに、関係機関と連携のうえ、関係省庁などの通知の情報収集に努めてまいります。

<新規>

(10)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

（回答）

本市水道事業では、平成 28 年度に「高石市水道事業ビジョン」を策定し、人口減少による給水量の低下や施設の老朽化、人材の確保・育成・技術継承、広域化の検討などの現状・課題・施策を取りまとめ、公表しております。

現在は大阪広域水道企業団との統合について検討を進めており、具体的な案が決まりましたら、議会・市民等へ説明してまいりたいと存じます。

7. 大阪南地域協議会統一要請（2項目）

<新規>

(1) リモートワークのルール作成について

緊急事態宣言以降、各企業でリモートワークや時差出勤等が進められているが、付け焼き刃感が拭えない。また、企業規模によるばらつきも大きい。自治体として指針を示されたい。

（回答）

関係機関と連携のうえ、厚生労働省などの通知の情報収集に努め、市内企業・労働者等に対し、周知・啓発を行ってまいります。

<新規>

(2) 鉄道の高架化、ホームドアの設置について

踏切の撤去・駅のバリアフリー化・駅周辺の道路拡幅は、高齢者・障がい者に優しいまちづくりに欠かせない取り組みである。交通事業者と協力し、鉄道の高架化、ホームドアの設置を進めること。

また、転落事故の大半は酔客であることから、マナー啓発にも努めること。

（回答）

本市では、南海本線・高師浜線連続立体交差事業を推進しており、現在、令和 3 年 5 月の完成を目指して南海本線上り線高架化事業の本体工事を鋭意施工中でございます。今後も、大阪府、南海電鉄及び本市の 3 者が一体となり、早期完成を目指し、引き続き努力してまいります。

また、ホームドアの設置につきましては、鉄道事業者等と協議してまいります。

8. 泉州地区協議会独自要請（2項目）

<新規>

(1) ICT環境の整備について

ICT環境の充実として、児童・生徒一人に1台のタブレットを導入され、新しいスタイルの授業に取り組みされるようですが、今般のような状況下では時差登校や全児童・生徒が登

校できず、在宅授業なども考えられる状況であります。

そういった中、家庭の事情等により、タブレットを使用できないことなども懸念されています。全ての児童・生徒に安心して新しいスタイルの授業ができるよう最低限の環境整備をおこなうこと。

(回答)

GIGAスクール構想に伴い、一人一台のタブレット端末活用がスタートしております。今後、家庭学習においてオンライン学習を実施する等、家庭に持ち帰っての活用も想定されるため、令和2年度中につきましては、インターネット利用環境が整っていない家庭へのモバイルルーター等を貸し出す対応を実施いたします。

また、貸し出しは無料とし、インターネット接続通信機器に係る通信料金は、市で負担いたします。

<新規>

(2) 高師浜線の高架工事について

南海高師浜線の高架工事において、工期の短縮などの観点から、一旦鉄道を運休してバス代行輸送の案が発表されております。

バスの代行輸送に関しては、通勤・通学者がおられる中ありがたい案ではありますが、伽羅橋・高師浜駅前やこの区間の道路は狭く、運搬人数の減少やバス停が遠くなったり、運行時間がかかったりすることも考えられます。今回の代行輸送に関して、周辺の交通整備や交通手段の充実を図ること。

(回答)

代行輸送区間につきまして、交通の安全性を考慮して、道路幅が狭隘なルートを避け、鉄道高架下や都市計画道路等を走行する予定となっております。また、バスの運行については、バスの台数を調整するなど乗客に影響が出ないように、大阪府、南海電鉄及び本市の3者で検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策に関する大阪府予算要請について（回答）

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

(回答)

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内のみならず世界的にも猛威を振るっており、医療崩壊が危惧されているところです。そのため、国・府及び近隣市等と連携し今後も対応に努めて参ります。また、今後医療機関等への支援については市独自でも出来得る支援について検討し、実施してまいりたいと考えております。

② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症対策としての宿泊施設利用につきましては、大阪府において、軽症者及び無症状者のための宿泊療養施設を確保しております。また、その募集の際には、国の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」に沿って運営するよう示しております。本市ではこれらの府の方針と協調して必要事項について取り組んでまいります。

また、感染症拡大防止に向けた対策について、適切に対応できるよう引き続き人員体制を確保してまいります

③ 医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国に対して働きかけること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症のみならず、地域医療を確保・維持していくことは市民を守るためにも必要不可欠であることから、府下市町村の動向等を鑑み国への働きかけを検討してまいります。

(2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

(回答)

国・府と連携の上、必要な体制を構築していきたいと考えております。また、感染リスクの高い職に就く方々に対しての必要物資については、事業者に対し、国及び府で実施している補助制度を広く周知してまいります。

また、関係機関と連携のうえ、市内企業・労働者等に対し、周知啓発に努めてまいります。

②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国に求めること。

(回答)

関係機関と連携のうえ、今後、国の動向等の情報収集に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金を条例設置しています。

③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

(回答)

主なコロナ禍の人権対策は、他市よりも早く3月初旬にホームページにおいて啓発記事を掲載いたしました。さらに、コロナによるDVに関する情報提供、人権相談員・女性相談員・人権擁護委員による相談業務について周知してまいりました。

また8月にはSTOPコロナ差別と題したパネル展を行い、世界人権宣言大阪連絡協議会のポスターを各公共施設で掲示しました。広報紙には8月・12月号に啓発記事を掲載しました。そして、2月には男女共同参画計画ステップ講座においてコロナ禍におけるストレスマネジメントを開催する予定で、リモートワークや休校などにより家族の在宅時間が長くなることによるストレス対応について講座を開催いたします。

④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対応等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

(回答)

学童保育では、労働を継続するご家庭を支援するため、コロナ禍においても開設し、密を避けるため教室数を増やして対応しており、病児保育においても同様に事業を継続実施しております。

令和2年度は国・府の補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を対象に補助金を交付いたしました。今後においても国・府の動向を注視してまいります。

また、保育が必要な世帯に関しましては、適切に預かりが実施できるような体制づくりを実施しています。公定価格や補助金などの減額を行わず、安心した保育体制が提供できるよう支援しております。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、検討する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

(回答)

関係機関と連携のうえ、市内企業・労働者等に対し、周知啓発に努めてまいります。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇用を維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

(回答)

ハローワーク等の関係機関と連携のうえ、市内企業・労働者等に対し、サポートに努めてまいります。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

(回答)

ハローワーク等の関係機関と連携のうえ、市内企業・労働者等に対し、サポートに努めてまいります。

④就職内定取り消し者への支援強化

今年度の就職内定取り消し者や来年度の新卒者の就職活動をハローワークと連携し支援すること。

(回答)

ハローワークと連携のうえ、今年度の就職内定取り消し者や来年度の新卒者のサポートに努めてまいります。

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

(回答)

地域就労支援センターを窓口として、関係機関との連携も含め、不利益を被った労働者へのサポートに努めてまいります。

(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について

①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、鉄道、バス、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

(回答)

関係機関と連携し、情報収集に努め、必要な支援について検討いたします。

②公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止と鉄道の安定的運行の確保

不特定多数の方が利用する鉄道をはじめとする公共交通機関においては、働く者の安全と公共交通機関からの感染拡大を防止する観点から、徹底した安全対策を講じる必要がある。事業者への支援を実施するとともに状況把握に努め、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供を通じ、鉄道の安定的な運行を確保されたい。

(回答)

本市のHPにて、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定された取り組みや、注意喚起などの周知をしております。

また、庁内連携を行い、公共交通機関への情報提供を行ってまいります。

関係機関からの情報収集をし、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供に努めてまいります。

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

(回答)

市立小中学校の新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止に必要となる備品・消耗品等については、不足の生じることのないよう確保に努めております。

②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

(回答)

高石市小中学校修学旅行バス費用等補助事業を6月補正予算にて予算措置し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として講じたうえで、修学旅行を実施する場合に生じる経費を高石市が補助し、保護者の経費負担軽減を図っております。本事業では、使用する貸し切りバス台数を増やすこと、通常実施日からの日程変更により生じるキャンセル料等、通常実施でかかる費用に追加して生じる経費を市が負担しております。

③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員やスクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、大阪府として支援施策を講じること。

(回答)

年度当初より、スクールソーシャルワーカーを昨年度より増員し、対応、連携の充実を図っております。サポート教員は、市独自予算で配置している少人数指導の充実を図るための非常勤教員「学びんぐティーチャー」を年度途中より増員し、きめ細かな指導の充実を図っております。地域社会からのサポーターにつきましては、学校における教育活動をサポートする人材「学習支援サポーター」を配置しており、年度途中より各校における年間活用回数を増加することができるよう予算措置を行い、子どもたちへの学習支援の充実、教員の過重労働軽減を図っております。

以 上